

下関市監査委員公表第14号
令和4年(2022年)4月15日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅弘
同 秋 森 和也
同 香 川 昌則
同 小 熊 坂 孝 司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
保 健 部	豊田中央病院
港 湾 局	経営課、振興課、施設課
豊田総合支所	地域政策課

2 監査の範囲

令和3年4月1日から同年12月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和4年2月1日から同年3月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

豊田中央病院	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用の許可申請に係る事務手続において、以下の事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 角島診療所防災用計測震度計等（丁決裁）及びテレビ・冷蔵庫付き床頭台（丙決裁）に係る使用許可の決裁事務について、使用料を減免しているものの、下関市文書取扱規程第22条の3第7号の規定による総務部長又は管財課長への合議がされていなかった。</p> <p>イ テレビ・冷蔵庫付き床頭台に係る使用許可の決裁事務について、下関市行政財産使用料条例第4条第5号の規定による「その他市長が特に必要があると認めるとき」を適用し、使用料を全額減免としているが、これを市長の決裁でなく院長の決裁（丙決裁）で決定していた。また、使用料を全額減免とすることについては、相手方がNHK放送受信料を支払うことを使用許可の条件とすることによってこれを認めるとしているが、当該理由と使用料の減免を可とすることの合理的な関係性は見当たらない。使用料の減免適用に当たっては、慎重に判断された上で決定されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
港湾局 経営課、振興課、施設課	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
豊田総合支所 地域政策課	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上